

福岡市建築物耐震診断費補助金 申請書類チェックリスト

チェックリスト作成者

※申請者または事務代行者（補助金交付申請書に記載または事務代行届にて届け出る者）が作成してください。

<input type="checkbox"/> 1. 補助金交付申請書（福岡市HPにてダウンロード可）		
申請者	耐震診断を行う建物の所有者か。 （一戸建て住宅の場合は、2親等以内の親族を含む。区分所有建物の場合は、管理組合等の代表者または管理者か） ※一戸建て住宅において、所有者の2親等以内の者が申請する場合は、申請者が補助金の交付を受けること及び耐震診断を行うことを、所有者全員が承諾していることがわかる書面（任意様式）を添付すること。 申請者は診断業者と契約を行い、診断費用を支払う者か。	<input type="checkbox"/>
生年月日	申請者の生年月日に誤りはないか。	<input type="checkbox"/>
住所	申請者の住所は住民票の記載と相違ないか。	<input type="checkbox"/>
事務代行依頼・補助事業関係書類の受け取り	事務代行を依頼する場合や、補助関係書類の受け取りを申請者以外に指定している場合について、申請者本人の承諾は得ているか。	<input type="checkbox"/>
	診断業者以外の者に事務代行・補助関係書類の受け取りを依頼する場合、「申請等事務代行届」を添付しているか。	<input type="checkbox"/>
診断予定期間	申請年度の1月31日までの診断完了予定となっているか。 （例：令和5年度に申請→令和6年1月31日まで）	<input type="checkbox"/>
同意・誓約欄	申請書下部に記載の同意・誓約欄について、申請者本人が確認したうえでチェックを行っているか。	<input type="checkbox"/>
市税（固定資産税・都市計画税など）の納付	申請時点で納期限が到達しているものについて、納税（一括納付含む）を行っているか。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 2. 昭和56年5月31日以前に建築された住宅であることを証明するもの（建築確認通知書又は検査済証の写し等）		
下記①～④いずれかを提出		
①新築時の建築確認通知書又は検査済証の写し	※昭和56年5月31日以前に増築している場合は増築時のもの。	<input type="checkbox"/>
②台帳記載事項証明書	①の書類が手元にない場合に提出（福岡市役所4F建築指導課にて取得）	<input type="checkbox"/>
③建築士が建築基準法集団規定に違反していないことを証明する書類	木造戸建住宅であって①、②が取得できない場合（建築確認履歴がない場合）に提出（参考書式については、建築物安全推進課にお問い合わせください） ※建築士の方に該当建築物が建築基準法集団規定に違反していないことを証明してもらう必要があります。	<input type="checkbox"/>
④固定資産税公課証明書	建築基準法施行以前（昭和25年11月22日以前）に建築された場合、もしくは建築当初に市街化調整区域であった区域に建築されている場合に提出（各区役所納税課等で取得できます。取得の際は、備考欄に建築時期及び経過年数を記載するよう依頼して取得してください。）	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 3. 建物の所有者が確認できるもの		
建物の全部事項証明書（建物登記簿）	登記簿上の所有者と申請者が異なる場合（2親等以内の親族が所有者の承諾を得て申請する場合を除く）は、下記①～③いずれかの書類を添付すること。 ※建物登記簿に記載している地番と「2. 昭和56年5月31日以前に建築された住宅であることを証明するもの」に記載している地番が異なる場合は、地番の変遷がわかる土地の閉鎖登記簿を添付すること。	<input type="checkbox"/>
①建物の取得直後で建物登記が完了していない場合		
建物の売買契約書等	登記簿上の所有者と申請者間で所有権の移転が行われていることが確認できるもの。	<input type="checkbox"/>
②所有者が亡くなっており、相続登記が完了していない場合（1）、（2）いずれかを提出		
(1)遺産分割協議書、公正証書遺言など	申請者が相続人となることが確認できるもの。 ※申請者以外の相続人がいる場合は、申請者が補助金の交付を受けること及び耐震診断を行うことを、相続人全員が承諾していることがわかる書面（任意様式）を添付すること。	<input type="checkbox"/>
(1)が無い場合		
(2)法定相続人全員が確認できる書類	所有者の出生から死亡までの戸籍謄本 ※法定相続人が複数いる場合は、申請者が補助金の交付を受けること及び耐震診断を行うことを、相続人全員が承諾していることがわかる書面（任意様式）を添付すること。	<input type="checkbox"/>
③ ①、②に該当せず、やむを得ない理由により建物所有者が確認できない場合		
固定資産税の納税通知書等	申請者本人が固定資産税の支払いをしていることがわかるもの。	<input type="checkbox"/>

裏面に続く

<input type="checkbox"/>	4. 図面（求積表、平面図、立面図、配置図など）		
	面積	建物の延べ面積がわかる書類となっているか。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	5. 見積書		
	※診断結果について、耐震判定委員会または構造一級建築士により妥当と判定されたものが補助対象となります。これらの判定に費用を要する場合や、設計図書（図面等）の復元に費用を要する場合は、見積内容に含めて申請することが可能です。		
	診断方法	耐震改修促進法第4条第1項に基づく基本的な方針（H18国交省告示184号）別添第一に規定する基準による診断であるか。 ※見積書に診断方法（該当する基準）を記載すること。	<input type="checkbox"/>
	見積期限	見積の有効期限は、申請時点で有効なものとなっているか。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	6. 診断実施にかかる合意形成資料（議事録等）および管理組合理約の写し（※区分所有建物の場合に提出）		

申請者が法人の場合、代理受領制度を利用する場合は下記も確認

以下、申請者が法人の場合に提出			
<input type="checkbox"/>	7. 法人登記の全部事項証明書		
	役員全員の名前ふりがな、生年月日が確認できる資料（任意様式）を添付すること。 ※福岡市HPにて参考様式「役員名簿」をダウンロード可		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	8. 消費税額の取扱いについての届出等		
	法人の確定申告状況によって必要書類が異なります。 「建築物耐震診断補助申請 補助金申請の手引き」の「別紙 申請者が法人である場合の、消費税額の取り扱いについての届出」を参照して下記いずれかの書類を提出してください。		
	補助金の交付の申請に係る申出書	「建築物耐震診断補助申請 補助金申請の手引き」を参照し、記載内容を確認した。	<input type="checkbox"/>
	完了報告時または工事を行う年度の属する決算期の確定申告後に提出が必要な書類	「建築物耐震診断補助申請 補助金申請の手引き」を参照し、記載内容を確認した。	<input type="checkbox"/>
以下、代理受領制度を利用する場合に提出			
<input type="checkbox"/>	9. 代理受領事前申請書（福岡市HPにてダウンロード可）		
<input type="checkbox"/>	10. 法人登記の全部事項証明書（代理受領を行う施工業者のもの）		
	役員全員の名前ふりがな、生年月日が確認できる資料（任意様式）を添付すること。 ※福岡市HPにて参考様式「役員名簿」をダウンロード可		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	11. 誓約兼同意書（福岡市HPにてダウンロード可）		

各種様式は下記HPからダウンロードできます。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/bid_safe/Life/0001878.html

